

第三国由来輸出水産動物等の取扱要綱

1 目的

この要綱は、第三国由来輸出水産動物等について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和2年財務省・厚生労働省・農林水産省令第1号）第3条に基づく衛生証明書の発行に関する手続を定めるものである。

2 定義

本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第三国由来輸出水産動物等：第三国から我が国に輸入後、我が国から輸出される輸出先国が指定する水産動物及びその加工品
- (2) 輸出者：第三国由来輸出水産動物等を輸出しようとする者
- (3) 証明書発行機関：地方農政局等

3 衛生証明書の発行手続

- (1) 輸出者は、輸出先国の輸入手続において、輸出先国政府機関から衛生証明書の提出又は提示が求められることを確認すること。
- (2) 輸出者は、輸出しようとする都度、別途定める衛生証明書発行等に関する取扱要領に基づき、衛生証明書の発行を証明書発行機関に申請する。
- (3) 証明書発行機関は、(2)の申請内容に問題がないと認められるときは、衛生証明書に署名及び押印等の上、輸出者に衛生証明書を交付する。
なお、証明書発行機関は、必要に応じ荷口確認を行うことができる。